

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

所沢市

1 促進計画の区域

所沢市全域とする。（農業振興地域と生産緑地地区に限る）

2 促進計画の目標

(1) 現況

近年、環境保全に対する関心が高まり、農業分野においても、周囲の環境との調和が求められている。このような中で、所沢市では、古くから三富新田を代表する広大な畑作地帯にて、山林の落葉で堆肥を作り畑に還元するという伝統的な農業が、環境と調和した優れた循環システムとして再評価されている。また、都市近郊農業として発展を続ける所沢市の農業の特色として、農村と都市の混在化の進行に伴う農業生産環境の激変により、農薬の使用などによる周辺住民や環境への配慮が経営上大きな課題となっている。

一方で、消費者も安全・安心な農産物を好む傾向が強くなり、無農薬、無化学肥料で栽培された国内農産物を求めるようになってきている。

(2) 目標

(1) のような状況を踏まえ、所沢市では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------------------|------------------|
| ① | 市全域（農業振興地域と生産緑地地区に限る） | 法第3条第3項第3号に掲げる事業 |
| ② | | |
| ③ | | |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし。